

(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)

(用語の定義)【例示であり、案と考えてください。】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

住工混在 ... 工業系地域において、事業所と関係の無い住宅等が存在する状況、或いは住居系地域において既存不適格等として工場等が存在する状況

住工共存 ... 住工混在している地域において、住宅等と工場が軋轢無く存在している状況

住工共生 ... 生活環境と操業環境が分離すべきところは分離し、共存すべきところは共存し、生活環境と操業環境が市域全体として軋轢無く存在している状態

住工共生のまちづくり 住環境を保全しながらも、工場の操業に支障をきたさず、モノづくり産業集積の維持と住宅と勤務地の近接性のメリットなど都市の魅力を損なわない、この条例が目指すべきまちづくりを言う。

東大阪モノづくり保全推進地域 本市の工業集積を維持・継承するための本条例による施策を保全推進的に展開する地域として、工業地域及び工業系土地利用の比率が高い準工業地域を「モノづくり保全推進地域」(以下、「保全推進地域」と言う。)とする。

重点地区 ... 「住工共生のまちづくりビジョン」に言うところの「重点地区」

モノづくり企業等 ... 工場及びモノづくりを行っている事業所

開発 ... 土地の改変などを行い、または建物の建築や改変などを行う行為

住環境 ... 住宅等において、住宅家屋内における状況

生活環境 ... 住環境に加え、通勤通学をはじめ一般的な日常生活を送る住宅等の周辺環境

操業環境 ... モノづくり企業等が事業活動を行うハード面、ソフト面及び周辺インフラ等を言う

用途純化 ... 用途地域にて謳われている本来あるべき施設等が存在する状況
(例：工業地域には工場、事業所及びその関係者の住居)